

受理官庁 OA	アフリカ知的所有権機関 (OAPI)	附属書 C OA
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ、コートジボワール、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル及びトーゴ	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語又はフランス語 ¹	
願書の提出に用いることができる言語	英語又はフランス語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認める。受理官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	オーストリア特許庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦) 又はスウェーデン知的所有権庁 (PRV)	
管轄国際予備審査機関	オーストリア特許庁、欧州特許庁 ² 、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦) 又はスウェーデン知的所有権庁 (PRV)	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：CFA (アフリカ財政共同体)・フラン・BEAC (アフリカ諸国銀行) (XAF)	
送付手数料	情報は現在準備中	
国際出願手数料 ³	1,330 スイス・フランに相当する XAF の額	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ³	15 スイス・フランに相当する XAF の額	
調査手数料	出願人の選択により国際調査機関に支払う調査手数料に該当する XAF の額 附属書D (AT), (EP), (RU) 又は (SE) 参照	
優先権書類の手数料 (PCT規則17.1(b))	XAF 60,000, 更に10頁を超える各頁につき XAF 15,000	
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	受理官庁に問合せされたい	
受理官庁は代理人を要求するか?	不要, 出願人がOAPI 締約国に居住している場合 要, 出願人がOAPI 締約国の非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか?	OAPI に対して出願人を代理することが認められている代理人	

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語 (附属書D参照) である場合、出願人は翻訳文を提出しなければならない (PCT規則12.3)。
- 2 この官庁は、国際調査を同官庁、オーストリア特許庁又はスウェーデン知的所有権庁 (PRV) が実施する (又は実施した) 場合に限り、管轄する。
- 3 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。